**平成２２年（フ）第１７５６号**
福岡県春日市紅葉ヶ丘東１丁目95番地メープルヒルズ102号
債務者　柴田　惠子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８２１号**
福岡市東区舞松原４丁目６番1112号
債務者　牧尾　高廣
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８３１号**
福岡市西区福重４丁目３番31号
債務者　山口　光春
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８３４号**
福岡市早良区四箇田団地24番101号
債務者　丹下　増伸
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８４０号**
福岡市城南区堤２丁目12番11―201号
債務者　前田美由紀
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８７１号**
福岡県糟屋郡志免町別府２丁目13番15―101号
債務者　小川　里香
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８７５号**
福岡県太宰府市都府楼南３丁目１番16号
債務者　佐保　榮寛
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１４６号**
長崎県大村市松山町620番地、前住所長崎県大村市池田２丁目1051番地23
債務者　田中貴巳也
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第１４９号**
長崎県大村市松山町257番地１　レオネクスト喜楽205、前住所長崎県大村市武部町157番地２　グリッター大文202号
債務者　岩本真由美（旧姓射手園・塚原）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第１５５号**
長崎県諫早市栄田町52番41号　清明荘３号、前住所長崎県諫早市栄田町68番14号
債務者　指方　圭子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第４２１号**
鹿児島県鹿児島市武３丁目19番13号
債務者　**別**府　　愼
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第５１８号**
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目35番８号
債務者　松木　晴代
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第９３４号**
仙台市太白区八本松２丁目13番11号　ロフティパール101
債務者　阿部　俊男
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第３４４号**
愛知県一宮市萩原町西御堂鍋野５番地　K'sマンション201号室、住民票上の住所愛知県一宮市大和町北高井字四辻92番地１
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第４５６号**
京都市中京区西ノ京職司町35番地１　パレスコート・二条505号
債務者　小尾　秀和
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４５７号**
京都市中京区西ノ京職司町35番地１　パレスコート・二条505号
債務者　きてや三条新町店こと串の市こと　小尾　園子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１１４号**
京都府城陽市平川野原39番地の45
債務者　勝部　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係